なお、環境保全措置として、仮に改変区域内で生息が確認される場合は、工事着工前に可能な限り捕獲し、改変区域外に移動を行うこととしている。植物については、国、沖縄県指定の貴重種は確認されず、また西原町の天然記念物の分布もないことから、影響はないものとされている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年５月30日法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されておらず、また、西原町教育委員会からの回答からも存在しない旨の報告を受けているが、本件事業の工事によって発見された場合は、すみやかに西原町教育委員会と協議を行うこととしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、小波津川流域の洪水時における水害等を未然に防止または軽減することを目的とし、河道拡幅、河床掘削及び護岸の整備等を行う河川改修事業であり、本件事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業を施工するにあたっては、河川改修方法として①河道改修単独方式（拡幅＋河床掘削案）及び②遊水池併用方式（中流部の河道に洪水流を一次貯蔵する案）の２案で検討を行っているが、②遊水池併用方式は、遊水池の整備において、大規模掘削等が必要となり施工性及び維持管理等の面で①案よりも劣り、経済性も①案より高価であるため合理的といえないと判断し、①河道改修単独方式（申請案）を採用している。さらに申請案については、拡幅方式〈ケース１〉、拡幅＋河床掘削0.5m方式〈ケース２〉、拡幅＋河床掘削1.0m方式〈ケース３〉の３案で検討が行われた結果、〈ケース１〉は、必要法線幅に応じて両岸への拡幅を行うが３案の中で最も事業費が高くなる。〈ケース２〉は、計画河床高を現況河床より0.5m掘削し用地取得面積の低減を図れるとともにケース３とほぼ同額の事業費に抑えられる。〈ケース３〉は、計画河床高を現況河床より1.0m掘削し用地取得面積の低減を図り、経済性も３ケースのうち最安価であるが、河口部の浚渫が必要となり、また、みお筋の確保が出来ない区間が発生するなど河川環境上の課題が生ずる。

これらを、社会的、技術的及び経済的な観点から総合的に勘案すると、最小限の川幅の拡幅と河床掘削との組み合わせにより、必要な河積を確保できる改修方法である申請案【拡幅＋河床掘削0.5m方式〈ケース２〉】によることが、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、小波津川流域では、たびたび洪水被害が発生していることから、浸水被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、小波津川流域の西原町議会や地元自治会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　沖縄県西原町役場

○沖縄総合事務局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月三十日

沖縄総合事務局長　能登　靖

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	沖縄県国頭郡恩納村字谷茶から同村字内原の一部（ただし、関係図面に示す恩納地先の六八三番三から同番九の一部を除く。）まで	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年六月三十日

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成27年度の平成28年４月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成28年６月30日　財　務　省

1　一　般　会　計

⑴　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科　目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	56,424,000,000	5,411,800,043	34,839,166,840	40,250,966,884	△16,173,033,115	71.3
租税	55,397,000,000	5,335,423,134	33,990,162,344	39,325,585,479	△16,071,414,520	70.9
所得税	17,590,000,000	681,184,081	13,809,993,424	14,491,177,506	△3,098,822,493	82.3
法人税	11,741,000,000	1,013,501,820	4,719,453,384	5,732,955,204	△6,008,044,795	48.8
相続税	1,761,000,000	189,544,123	1,182,968,043	1,372,512,166	△388,487,833	77.9
消費税	17,112,000,000	2,490,255,883	9,679,968,643	12,170,224,527	△4,941,775,472	71.1
酒税	1,308,000,000	250,688,832	826,096,372	1,076,785,204	△231,214,795	82.3
たばこ税	906,000,000	141,038,700	654,743,015	795,781,715	△110,218,284	87.8
揮発油税	2,466,000,000	296,746,836	1,465,714,606	1,762,461,443	△703,538,556	71.4
石油ガス税	10,000,000	998,477	6,034,983	7,033,460	△2,966,539	70.3
航空機燃料税	51,000,000	7,461,286	35,493,327	42,954,614	△8,045,385	84.2
石油石炭税	628,000,000	67,615,202	376,615,879	444,231,082	△183,768,917	70.7
電源開発促進税	323,000,000	54,180,021	205,135,352	259,315,373	△63,684,626	80.2
自動車重量税	374,000,000	27,805,232	252,234,031	280,039,263	△93,960,736	74.8
関税	1,117,000,000	113,542,913	767,536,359	881,079,273	△235,920,726	78.8
とん税	10,000,000	847,990	8,170,256	9,018,247	△981,752	90.1
地価税	—	—	3,575	3,575	3,575	—
旧税	—	11,732	1,087	12,819	12,819	—
印紙収入						
印紙収入	1,027,000,000	76,376,908	849,004,495	925,381,404	△101,618,595	90.1